

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年4月13日（水） 16時00分～16時55分
3. 場 所
 - （1）原子力規制庁 10階南会議室
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
原子力規制部 専門検査部門
松本主任原子力専門検査官 小野原子力専門検査官
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 議事要旨
 - （1）京都大学から、技術基準規則の条文のうち、第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）、第9条（不法な侵入等の防止）、第11条（機能の確認等）、第21条（安全設備）第1項第3号及び第4号について適合対象条文としない理由、検査項目の試験炉規則第3条の2の3との関係について、資料1に基づき説明があった。
 - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について求め、京都大学から了解した旨回答があった。
 - 監視機能の移転に伴い一時的に監視ができなくなる場合は、代替措置を講じるとしているが、代替措置の具体について説明すること。
 - 検査項目における試験炉規則第3条の2の3との関係については、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を基に、再整理すること。
6. 配付資料
資料1：京都大学研究用原子炉（KUR）設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）